

## 第218回長野県都市計画審議会

- ・開催日時：令和5年11月20日（月）午後1時30分～午後3時
- ・開催場所：県庁議会増築棟3階 第1特別会議室
- ・出席委員：池森 梢委員、大上俊之委員、中條由規委員、田川賀子委員、宮入賢一郎委員、  
柳沢 厚委員、柳町晴美委員、丸茂岳人委員、西沢利一委員、  
藤巻浩之委員代理（関東地方整備局長野国道事務所副所長 関根 孝之）  
信夫隆生委員代理（関東農政局農村振興部課長補佐 野田 和史）
- ・欠席委員：酒井美月委員、高瀬達夫委員、堀内優香委員、山村 弘委員

### 1 開会

（事務局：都市・まちづくり課 萩原景観係長）

定刻になりましたので、ただ今から、第218回長野県都市計画審議会を開会いたします。

本日は、ご多用のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の司会を担当いたします都市・まちづくり課の萩原大輔と申します。よろしくお願いいたします。それでは、着座にて説明させていただきます。

はじめに、委員の出席状況についてご報告いたします。現在ご出席いただいております委員は、11名でございます。委員総数15名の半数以上でございますので、長野県附属機関条例第6条第3項の規定により、本審議会は成立いたしました。

なお、酒井美月委員、堀内優香委員、山村弘委員からは欠席の旨、あらかじめご連絡いただいております。また、高瀬達夫委員からは少々遅れるとのご連絡をいただいております。よろしくお願いいたします。

次に、資料の確認をさせていただきます。委員の皆様事前に郵送しました資料は、4種類でございます。確認をお願いします。まず、会議次第が1枚、議案概要が1枚、法定審議の議案冊子が1部、その他資料集が1部の4種類を事前に郵送してございます。また、本日お配りしました資料2種類ございまして、「当日配布資料」が1部と「(4)その他 佐久都市計画道路1・4・1号南牧佐久線の環境影響評価と都市計画手続について」の追加資料が1部でございます。資料確認につきましては、以上でございます。不足などございましたら、事務局までお申し付けください。

次に、代理出席の方についてご報告申し上げます。国土交通省関東地方整備局長藤巻浩之様の代理で国土交通省関東地方整備局長野国道事務所副所長関根孝之様でございます。次に、農林水産省関東農政局局長信夫隆生様の代理で農林水産省関東農政局農村振興部農村計画課野田和史様でございます。

最後に、会議の運営上のお願いを申し上げます。会場内の委員の皆様が発言を希望される際は、事務

局がマイクをお持ちしますので、マイクを通してご発言くださるようお願いいたします。

本日は、法定審議案件2件につきまして、ご審議のほどお願いいたします。

それでは、これより議事に入りますが、長野県附属機関条例第6条の規定により、「会長が議長となる」とされていますので、柳沢会長に議長をお願いいたします。

## 2 議事

### (1) 議事録署名委員の指名

(柳沢議長)

みなさん、こんにちは。それでは、規定によりまして、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

はじめに、議事録署名委員を指名いたします。田川賀子委員及び宮入賢一郎委員をお願いいたします。

### (2) 事務報告

(柳沢議長)

次に、事務局から事務報告がございます。

(事務局：都市・まちづくり課 橋本主査)

事務報告をさせていただきます。私は都市・まちづくり課の橋本悠介と申します。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。本日は傍聴者がまだおりませんが、傍聴者がありましたら、受付にて住所、氏名を確認し、「傍聴上の留意事項」を説明して、あらかじめ静粛な傍聴をお願いいたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、前回審議会の議決事項の処理状況について事務報告を申し上げます。本日お配りしております「当日配布資料」の5ページをご覧ください。令和5年9月15日に開催しました第217回長野県都市計画審議会における議決事項の処理状況についてですが、議第1号につきましては、記載のとおり告示となっております。

以上で事務報告を終わります。

(柳沢議長)

ただ今の事務報告に関して何かご質問等ございますか。よろしいですね。

### (3) 議案審議

#### 議第1号 上田都市計画道路の変更について

(柳沢議長)

それでは、これより議案審議に入ります。本日の案件は2件でございます。最初に長野県から付議のありました、「上田都市計画道路の変更について」説明をお願いします。

(事務局：都市・まちづくり課 松林課長補佐兼まちなみ整備係長)

都市・まちづくり課まちなみ整備係の松林純一と申します。よろしくお願いします。

わたしの後ろには、上田都市計画になりますので、上田都市計画課の方にも同席をいただいておりますのでよろしくお願いします。

それでは、着座にて説明をさせていただきます。

議第1号上田都市計画道路の変更について説明をいたします。議案は議1-1から1-5ページ、また説明資料は議1-6から1-12ページとなります。

それでは、議1-2ページをご覧ください。こちらは計画書になりますが、本日付議しております、上田都市計画道路の変更は3・5・17号北天神町古吉町線の一部区間において、道路の区域を変更するものでございます。

続きまして、ページ飛びますが、議1-6ページをご覧ください。北天神町古吉町線の概要について説明します。本路線は上田市に位置し都市計画道路3・4・8号秋和踏入線との交点を起点として一般国道143号吉田交差点に至る延長約4,950メートル、幅員12メートル、車線数2の幹線街路でございます。本路線は上田市中心市街地と千曲川左岸の川西地域や塩田地域を結ぶ主要幹線街路として昭和8年に都市計画決定されておりますが、今回円滑な都市交通と安全安心な歩行空間を確保し良好な都市環境の保全を図るため、約1,850メートルの区間について都市計画の変更を行うものでございます。

続きまして議1-7ページをご覧ください。北天神町古吉町線の変更の概要について説明いたします。資料では、昭和50年、平成14年そして現在の本路線周辺の航空写真を並べ周辺市街地の変遷をお示ししております。本路線は昭和37年に現在の位置、区域において都市計画変更がされておりますが、赤坂交差点から上田市街地側、航空写真の右側になりますが、幅員16メートル、青木村側、航空写真の左側になりますが、こちら幅員12メートルで決定されております。なお車道幅員は上田市街地側青木村側ともに片側3.25メートル、路肩0.75メートルとなっております。昭和50年の航空写真資料上段になりますがご覧いただきますと、市街化は進んでおらず特に赤坂交差点から左側は農地等が大半を占めている状況

がわかります。

続いて平成14年の航空写真資料中段になりますが、ご覧いただきますと市街化が一気に進んでいることがわかるかと思えます。これは平成8年の上信越自動車道の開通や平成9年北陸新幹線の開業なども影響しているものと思われま。また、本路線周辺においては平成12年に上田市環状道路網の一旦を担う道路、写真上では紫の線で示しておりますが、こちらが整備されてきております。

最後に令和5年現在の航空写真資料下段になりますが、市街化自体は平成14年からあまり変化していない状況になりますが、平成22年には先ほど説明いたしました、上田市環状道路の4車線整備が完了、また平成23年には本路線の周辺で大型の複合商業施設が開店するなど都市基盤が充実してきました。こうした変化に伴い本路線の交通需要が高まったことを受け、上田橋交差点側から赤坂交差点までの約1,100メートル区間において幅員16メートルでの整備が順次行われてきている状況でございます。今年度には事業が完了する見込みとなっております。環状道路の整備など周辺市街地の変遷を受け、当該区間においても市街化が進む中で通学路指定や自転車、歩行者の利用が増えてきたが、朝夕の慢性的な交通渋滞や幅員狭小による歩行者や自転車の錯綜など地域住民の生活に支障をきたしていることから、今回変更する区間、赤坂交差点から上田市環状道路と接続する宮島交差点までの間についても整備区間と同等の機能を持たせるため、今回歩道を4メートル拡幅して幅員16メートルとして変更するものでございます。

続きまして、議1-8ページをご覧ください。上田都市計画の総括図を拡大したものになります。今回変更する3・5・17号北天神町古吉町線は図面中央から左方向、方角は西側になりますが赤色で旗上げした路線になります。延長約4,950メートル、2車線幅員12メートルの幹線街路になりますが、今回の変更は延長1,850メートルの間を幅員16メートルに変更するものでございます。

続きまして議1-9ページをご覧ください。本路線の起点側、上田市中心部の計画図になります。既決定の区域をピンク色でお示ししておりますが、左上にあります写真①にお示しするとおり、幅員16メートルで整備が進められてきているところでございます。

続きまして議1-10ページをご覧ください。今回変更する区間の起点側、赤坂交差点付近の計画図になります。既決定の区域をピンク色、変更区域を赤色、削除区域を黄色でお示ししております。また、現況の道路幅員がわかる横断図、変更後の計画幅員がわかる横断図、一般部と交差点部をお示ししております。変更する区間は、現況幅員が約8メートルと大変狭く、交通量に見合った車道幅員が確保できていないとともに、歩行者空間も狭い状況で、図面左の写真3に示すとおり、歩行者や自転車と車が錯綜しており、特に朝夕には慢性的な交通渋滞により大変危険な状況でございます。なお、図面左上の写真に示すとおり変更区間の起点、赤坂交差点において本路線に接続する3・4・10号秋和神畑線、こちらは幅員16メートルで整備が完了しており、適切な交通容量を確保しております。

続きまして、議1-11ページをご覧ください。変更区間の続きの計画図になります。図面右下の写真4

に示しておりますが本路線は公共バス路線にもなっておりますが、バス乗降のスペースが設けられておらずバス乗降時には交通渋滞が発生することもございます。今回の変更においてはバス停留所に必要な区域も計画に含めております。図面上で凸凹している部分がございますが、そちらがバス停留所の部分となります。

続きまして議1-12ページをご覧ください。変更区間の続き、終点側宮島交差点付近の計画図になります。図面左上の写真5に示しておりますが、宮島交差点で本路線に接続する3・3・3号吉田富士山線、上田市環状道路になりますが幅員27メートルの4車線道路として整備済みとなっております。適切な交通容量が確保されていることがわかります。以上、今回の変更区間の計画図の説明になります。

続きまして、ページを戻りますが議1-3ページをご覧ください。変更前と変更後の計画書を対比した表になりますが、下段新の表の赤文字が変更箇所になります。本路線としての終点や延長に変更はありませんが幅員が12メートルから16メートルに変更となり、幅員変更に伴い路線番号が3・5・17号から3・4・17号に変更となります。

続きまして議1-4をご覧ください。こちらは都市計画の変更理由書になりますが、先ほどの説明と重複いたしますので説明を省略させていただきます。

最後に議1-5ページをご覧ください。都市計画の策定の経緯の概要になります。本案件につきましては、令和4年8月と令和5年5月に計3回地域の説明会を行い、都市計画法第16条の規定による公聴会を令和5年8月27日に予定しておりましたが、公述の申し出がなかったため中止となりました。また令和5年9月29日から10月12日まで都市計画法第17条の規定による都市計画案の縦覧を行いました。意見書の提出はありませんでした。また、上田市へ意見聴取を行い令和5年10月17日付で案のとおり依存ない旨の回答をいただいております。説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(柳沢議長)

ただ今の説明に対しましてご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。

それではわたしから1点、上田環状線というのはいつ決定されたのでしょうか。

(事務局：都市・まちづくり課 松林課長補佐兼まちなみ整備係長)

上田環状線につきましては平成3年に都市計画決定されております。

(柳沢議長)

20年前よりもっと前か。

(事務局：都市・まちづくり課 松林課長補佐兼まちなみ整備係長)

そうです。

(柳沢議長)

30年以上前か。伺いたいのはその段階でこのところの交差点までは条件がかなり変わりましたよね。その時なぜ歩道を広げるという検討がされなかったのか、あるいはされたけどやらなかったのか。要するにこの30年間で相当建物が立て込んできているわけで、非常に効率の悪いことになってきているわけですね。そのへんはどうですか。

(事務局：都市・まちづくり課 松林課長補佐兼まちなみ整備係長)

この平成3年の決定した当時は、今回の北天神町古吉町線につきましては幅員12メートルと幅員16メートルの区間の車道幅員、こちらのほうはともに車道3.25メートル歩道路肩0.75メートルということで同じ車道幅員となっております、交通容量的には確保されているという状況でございました。歩道幅員につきましては、中心市街地側のほうが広い状況でした。その後路線の整備等が済みまして環状線の整備、また複合施設等の整備、また通学路の指定等ございまして、周辺の自転車交通、あるいは歩行者交通の需要が高まったということで今回歩道の幅員を変更したという状況でございます。

(柳沢議長)

ちょっとよくわからなかったけど、簡単に言うところの30年間で道路の交通状況が大きく変わったので当時はそういうニーズはなかったという判断でそういうことですか。

(事務局：都市・まちづくり課 松林課長補佐兼まちなみ整備係長)

はい。

(柳沢議長)

それではもう1点わたしから、今日の説明ではどう変えるということが非常に詳しく書いてあったけど、なぜ変えるかは理由書にちょこっと書いてあるだけで、具体的にどのくらい交通の条件が変わったとか、あるいは交通事故が非常に頻繁だとかそういう具体的な話がほとんどなかったけれど、これはいつもはしていなかったかな。必要性のほうもうちょっと具体的に説明したほうがいいと思いますが。では考えてもらっている間に、ほかの質問を伺いましょう。

(事務局：都市・まちづくり課 松林課長補佐兼まちなみ整備係長)

はい。

(柳沢議長)

ほかにご発言ありましたら。はい、中條さん。

(中條委員)

2点あります。1点目はこの都決後の事業化のスケジュール感についてです。事業着手をどういうスケジュール感で考えているのかというのが1点と、もう1つが議題1の11の今回の変更区画のところですが、赤色の線で幅員4メートル分の変更ラインが表示されているかと思っているんですけども、一部片幅であったり一部両幅であったりというような赤色の線に見えるんですが、これによって道路がまっすぐじゃないのか、あえてこういうふうになっている背景があれば教えてください。

(事務局：都市・まちづくり課 松林課長補佐兼まちなみ整備係長)

1点目の事業化についてですけども、こちら中心市街地側の整備を今進めておりまして、赤坂の交差点までが概ね今年度で終わる予定でございます。引き続き今回の都市計画決定を受けまして、先線についても引き続き早急に事業化を進めていきたいと考えております。2点目につきましては、先ほどの件になりますが過去の都市計画決定の経緯のなかで上田電鉄側からの片振りで決定しておりますので、当該区間についても同様に片振りの計画としています。また、一部交差点改良として整備されている部分もありますので、そちらと整合を図るところで部分的に両側拡幅になっているところもございます。

(柳沢議長)

ご質問の主旨は、赤いのがあちこちにあり、12メートルが16メートルになるから2メートルずつ両側にいくはずなのにあちこち違っているように見えるけどどういうことかという質問ですよ。この赤いのは要するに高さの調整なんかをする下の部分で線が決まっているのかな。幅員そのものじゃなくて。幅員そのものだとこんなふうにならないでしょう。

(事務局：都市・まちづくり課 松林課長補佐兼まちなみ整備係長)

設計を踏まえた下幅で変更をしております。

(柳沢議長)

構造物の地面のところをやっているから幅員よりあちこち広がっているわけだね。

(事務局：都市・まちづくり課 松林課長補佐兼まちなみ整備係長)

はい。

(柳沢議長)

そういうことなのですが、いいですか。

(中條委員)

ありがとうございます。

(柳沢議長)

ほかには。ご発言ありませんか。では先ほどの私の質問を答えてください。

(事務局：都市・まちづくり課 松林課長補佐兼まちなみ整備係長)

交通量につきましては、将来日1万2千台程度という確認をしております。

(柳沢議長)

やっぱり普通の人にわかるように説明しなくちゃしょうがないでしょ。はいどうぞ。

(事務局：都市・まちづくり課 高野企画幹兼都市計画係長)

都市・まちづくり課企画幹の高野と申します。私のほうから補足でご説明させていただきます。ただ今、交通量のお話ありましたけれども、現況交通量につきましては、12時間で約1万1千台。また日で行きますと1万4千台ぐらいがございます。将来交通量ということで推計をしております、約1万2千台となっておりますが、先ほどお話をさせていただきましたとおり、周辺の道路がかなり整備が進んできたということで、歩行者ですとか自転車について、幅員が狭いということで自動車との錯綜が起きており、交通安全上危ないというような状況もございますので、今回の道路整備ということで計画をさせていただいているものでございます。

(柳沢議長)

出来上がった市街地をこうやって削るわけだから、その必要性和出来上がった段階での効果はこれだけ落差があるといようなちゃんと切実な説明をしないとだめですよ。やるに越したことはないという一般論はもちろんあるんだけど、どかさされる人もいるわけだし、相当お金もかかるわけだから。こういう必要があつて改善すればこれだけよくなるというそういう材料をちゃんと説明をしてもらいたい。今日はこれ以上追及はしないけれど、そこのところは甘いと思います。今までも私はあまり言わなかったけ

れど、必要性のことをちゃんとしゃべって、そのうえでどこでどういうことをやってそれが妥当かどうかという議論をするわけで、必要性がなければやる必要がないんだから。ほかに質問ありませんか。

(事務局：都市・まちづくり課 井出課長)

都市・まちづくり課長の井出でございます。ご指摘ありがとうございます。必要性の部分で確かに今まで12メートルで決定していたのを16メートルに広げるということで、民地のほうにしてみると今まで決定の幅と広がるものでうちをどかなければいけないということが生じてくると思います。そのへんの必要性がちょっと少なかった部分があるかと思えます。今後こういったものもまた出てくるかと思えますので、今後しっかり説明できるように理論武装してしっかり理由書に明記したいと思います。申し訳ございませんでした。

(柳沢議長)

理由書にはそれほどは詳しくは書けないと思うから、データの的にちゃんと持っていてほしいと思います。それから、冒頭も言いましたようにやっぱり都市計画道路というのはかなり長期を見て決めるわけだから、平成3年の時に決めなかったというのはある意味で見込みが悪かったわけですよ。それを反省して、要するにその時とこれだけ状況が変わったのでやむを得ずやりますと。こういうのはやむを得ずやることなんですよ。よろしくお願いします。

ほかにはご発言ありませんか。柳町さん。

(柳町委員)

質問させていただきたいんですけれども、議1-11の下のほうで現況道路、そのとなりに標準部っていうのがありまして、現状だと計画が幅員12メートル、現況は幅員8メートルなんですよ。それを一気に2倍に広げると、先ほどの説明もあったんですが、歩道をすごく広げている、そういう趣旨で計画しているという理解でよろしいのでしょうか。

(事務局：都市・まちづくり課 松林課長補佐兼まちなみ整備係長)

現況が8メートルに対しまして今回車道幅員が8メートル、歩道が両側4メートルということで、こちら構造令等をもとに現況の交通量等を考慮した中で現在の幅員を決定しております。また、市街地側についてもこの幅員で整備をされている状況でございます。

(柳町委員)

市街地側と同じ幅員にするということは非常によく理解できるんですが、先ほどわざわざ変えるとい

うことについて、交通量がそれほど激増しているわけでもないのに、むしろ歩行者とか自転車とかそういった人たちの安全を考慮してのことなのかなと思ったんですが、そうでもないんですか。

(事務局：都市・まちづくり課 松林課長補佐兼まちなみ整備係長)

柳町委員がおっしゃるとおりで、先ほども高野から説明がありましたとおり、現在の歩行者、自転車等の安全を確保するという観点から周辺地域についても市街地と今回整備、市街地化されている状況の中で歩行者、自転車の安全を守るという観点から同規模の歩道の整備という状況になっております。

(柳町委員)

一応理解しました。ありがとうございます。

(柳沢議長)

現況は8メートルの中を人と車で分けていたっていうのを、少なくとも8メートルの車道にはなるわけだね。

(事務局：都市・まちづくり課 松林課長補佐兼まちなみ整備係長)

はい。

(柳沢議長)

もちろん人の安全がかなりメインのような感じがします。ほかにはどうでしょうか。大上委員。

(大上委員)

この道路の場所の確認をしたいんですけども、議1の7の写真が3枚あって一番下に複合商業施設がございますよね。これは、アリオのことですか。

(事務局：都市・まちづくり課 松林課長補佐兼まちなみ整備係長)

そうです。

(大上委員)

そうするとたぶんわたしの思い違いか、この変更しようとする道路は橋を渡ってすぐで左へ折れていくと上田城址のほうへ行きますよね。

(事務局：都市・まちづくり課 松林課長補佐兼まちなみ整備係長)

そうです。

(大上委員)

そここのところの左を折れていくと上田城址へ行くんだけど、右へ折れて行くと坂があるんだけどもJRか何かのくぐるところがありますよね。あそこは広げないんですか。あそこすごく通りにくいんですけれど。それは今回範囲内に入っているのかどうか、もし入っているんだったら広げないと、その青木村に向かう道路をいくら広げたってあそこがネックになるような気がするんですけれど。

(事務局：都市・まちづくり課 松林課長補佐兼まちなみ整備係長)

その計画等については、こちらのほうで確認しておりません。

(柳沢議長)

市の人おられるから、答えられたら答えてもらおう。

(事務局：都市・まちづくり課 松林課長補佐兼まちなみ整備係長)

ちょうど上田市都市計画課の方が来ておりますので。

(柳沢議長)

じゃあ上田市の方どうぞ。

(上田市役所都市計画課 山浦課長補佐)

上田市都市計画課の山浦と申します。よろしく申し上げます。今、ご指摘の場所につきましては、同じように16メートルの幅員で都市計画決定がされておまして、ちょうどガード下というところで新幹線の下も併せてくぐっております。今のところ、道路のほう16メートルの幅員に対して計画幅員まだ足りていなという状況ですが、ちょうどガード下というところと新幹線をくぐっているというところの中で構造的に拡幅が非常に厳しいというところで、事業化には至っていないというところがございます。委員さんがおっしゃるとおり、その部分広げると非常に交通の流れよくなることはわかっておるんですけれども、いろいろな制約もある中でなかなか事業化に至らないというようなことかと思っております。よろしく願いいたします。

(大上委員)

JRとか相手があることですから、難しい面もあろうかと思えますけれど、じゃあほかの打開策みたいなものはないんでしょうか。

(事務局：都市・まちづくり課 高野企画幹兼都市計画係長)

都市・まちづくり課高野です。現状では、その計画はございません。車道の幅員は2車線取れておりますが、実際委員が言われるとおり、混雑している状況もございますので、上田市さんとも相談させていただきながら関係機関とも調整する中で事業化等については検討してまいりたいと思っております。

(大上委員)

ぜひお願いしたいと思います。あそこ今でも渋滞がネックになっていますよね。そこが今度青木村側から広げて交通量が増すとさらにひどい渋滞になるような気がするんですけどもよろしく検討をお願いいたします。

(柳沢議長)

ほかにはございませんか。よろしいでしょうか、この辺で。

それでは採決に移りたいと思いますが、例によりまして意見書で反対意見もなしと委員の皆さんからも反対という表現がありませんでしたので、簡易採決ということにさせていただきたいと思います。

議第1号について、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」) という声あり。

(柳沢議長)

それでは、議第1号は原案どおり決定いたしました。

(事務局：都市・まちづくり課 松林課長補佐兼まちなみ整備係長)

ありがとうございました。

(柳沢議長)

次に議第2号小諸都市計画区域及び佐久都市計画区域における建築基準法の規定に基づきその他の処理施設（一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設）の用途に関する敷地の位置について説明をお願いします。

(建築住宅課 土屋課長補佐兼指導審査係長)

建築住宅課の土屋剛と申します。わたしのほうから第2号議案についてご説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

議2-1ページをお開きいただければと思います。小諸都市計画区域及び佐久都市計画区域のうち建築基準法の規定に基づくその他の処理施設（一般廃棄物と産業廃棄物処理施設）の用途に供する敷地の位置についてでございます。次の議2-2ページをお開きください。申請者は、「イー・ステージ株式会社」代表取締役鈴木宏信でございます。申請者はこの地で昭和59年に創業いたしまして、当時は藤井総業という会社名でございますけれども、産業廃棄物の収集運搬業をやっておりました。そこで平成2年に中間処理の処分業を取りまして、現在「イー・ステージ株式会社」という名前で、ここで事業を行っており、現在では産業廃棄物の処理業のほかに解体工事業及びリサイクルの事業等を行っている会社となります。敷地の位置は小諸市大字平原字長野原309番地1他19筆と、佐久市大字小田井字後原473番地1他15筆ということで、小諸市と佐久市にまたがっている敷地になります。計画敷地の概要ですけれども、敷地面積が31,285平米、主要用途は一般廃棄物及び産業廃棄物の処理施設となります。工事種別につきましては、増築となります。申請部分の建築面積が372.60平米、延べ面積が563.44平米ということで合計が建築面積が7889.56平米、延べ面積が8762.15平米となります。今回の申請は平成5年に設置いたしました焼却施設1日あたり90トンの処理能力があるものですが、こちらが耐用限界を迎えるためにその施設を廃止して新たに焼却施設50トンを設置するとともに、それに必要な建築物を2棟増築するものとなります。

次の3ページをお開きください。先ほどもお話しましたけれども、今回50トンのものが新設されるということで赤く示してございますけれども、90トンの焼却施設を廃止することになります。このほかに17施設の処理施設と、あとは最終処分地が2か所この敷地内にはあるという状況となっております。また90トンから50トンに減らすということの理由ですけれども、こちらにつきましては、環境負荷低減や焼却ごみの搬入量が減少しているということも考慮しまして、未来的に考えて50トンで大丈夫だということで処理能力を縮小する計画となっているという状況でございます。

次の4ページをご覧ください。周辺施設の位置図と都市計画図となります。申請場所になりますが、佐久インターチェンジの北側に位置しておりまして、小諸市と佐久市にまたがる敷地となります。また、御代田町とも近接した敷地でございます。佐久都市計画区域では工業地域、小諸では白地地域という状況でございます。なお、敷地南西側に約1,000メートルのところ市立の南保育園がありますけれども、申請地周辺には教育施設とか福祉施設等はないという状況となっております。

次の5ページをご覧ください。周辺土地の利用図になります。申請地周辺は東側及び南側にTDK株式会社の工場が立地しておりまして、北側、西側につきましては山林、農地があるという状況となっております。

ございます。航空写真も右上にございますが、そのような状況でございます。

次の6ページをご覧ください。配置図になりますが赤い一点斜線が敷地境界、黄色い破線が行政界を表してございます。黄色い斜線の右側が佐久市、左側が小諸市とちょっと入り組んだ形状でございますけれども、このようにまたがっている状況でございます。水色部分が既存の建物となっておりまして、南側がこの敷地に対するメインの入口になりますが、受付事務所等がありましてその他に右の表に示すとおりさまざまな処理施設があるという状況となっております。今回入れ替える焼却施設が①の青く太い線で囲ってございますが、この施設を廃止しまして赤い部分②となっているところに新たな焼却炉を建築するというので、その他に焼却棟ちょっと肌色で示してございますが、主灰棟この2棟が増築されるという状況でございます。また、緑色で示してございますが、⑭のうえですけれどもここに浄化槽がありまして、事務所の汚水等を処理しているという状況でございます。また、青色で示してあるのが浸透施設ということで、浸透柵と浸透トレンチそれぞれ表してございますが、雨水につきましては敷地内で浸透処理をするという計画となっている状況でございます。

次の7ページをご覧ください。こちらがこの敷地における施設の第51条の許可の経緯となります。この敷地については右の表に示すとおり過去に幾度と許可を取って業を行っているところでございますが、その当時におきましては、それぞれ処分の種別が分かれておりまして、敷地内で完結していたということもございまして、それぞれの敷地で許可を取っていたという経緯がございます。①のところは廃プラ等の破碎の中間処理施設で、②のところは焼却施設と発生灰等の固化施設、③の黄色いところですがこちらもこちらは蛍光管の破碎処理施設、④につきましてはペットボトルの破碎処理施設を行っていたという経緯がございます。ただし、今回の計画においては②のところにあった焼却炉を廃止しまして、赤色の部分の計画地に移すということ、また焼却施設に必要な屋外設備を③の蛍光管処理施設の敷地内に設置するなど、それぞれの敷地内で完結することができないということがございましたので、今回関係するすべての処理施設を一つにまとめて許可を取得するように指導させていただいたという状況でございます。このため本申請においては、敷地全体で1つの許可として現在申請されているという状況でございます。

次の8ページをご覧ください。こちらにつきましてはそれぞれ新しい申請建物の平面図になります。左側が焼却棟の平面図になりますけれども、1階に一般廃棄物用のピット及び産業廃棄物用のピットがございまして、ここに廃棄物が貯蔵されまして4階にありますクレーンで釣り上げてコンベアに乗せて焼却炉に搬入するということになります。また、右のほうに主灰棟の平面図がございまして、真ん中に灰を貯めるピットがあるという状況でございます。

次に9ページをご覧ください。焼却棟及び主灰棟の立面図になります。焼却棟の最高の高さにつきましては21.825メートル、主灰棟につきましては8.55メートルとなっております。色彩計画につきましては共に屋根が緑色系、外壁が灰色系となっております。落ち着いた色彩計画となっております。

いる状況でございます。

次に10ページをご覧ください。こちらは新しく設置されます焼却炉の平面図となります。先ほど説明しました肌色で示しておりますけれども、上が焼却棟、下が主灰棟となりますけれども、この間に赤く囲ってある新焼却炉を設置するという状況となっております。ストーカー炉とロータリーキルン炉をそれぞれ併設した焼却炉でございます、幅広い形状の廃棄物を焼却することが可能な焼却炉となっている状況でございます。煙突はその焼却炉の右下のほうに書いてございますけれども、こちらに煙突が設置されるという状況でございます、左側の赤い部分につきましては、浄水機及び復水タンクということで廃熱ボイラからの余剰蒸気等を水に変える施設となっている状況でございます。次の11ページをご覧ください。こちら焼却炉のほうの立面図となりますけれども、左側の焼却棟からクレーンで積んだごみを供給コンベアに乗せまして焼却炉のほうに運ばれるという状況でございます。煙突の高さにつきましては、最高の高さが30.5メートルということで、こちらは煙突の排ガスの周辺への影響を考慮して必要最低限の高さになっているという状況でございます。

次に12ページをご覧ください。運搬車両の経路と通学路の状況を示したものでございます。運搬車両の経路が青色、通学路を緑色・オレンジ色でそれぞれ示してございますけれども、南側に佐久市立浅間中学校がございまして、写真1の部分で運搬経路と通学路の交差が見られますけれども、こちらにおいては信号及び横断歩道が整備されておまして、一定の安全は確保されているということを確認してございます。また、西側に小諸市立南が丘小学校がございまして、こちらにつきましても③、④、⑤でそれぞれ重複、交差等が見られますけれども、写真でお示したとおり、歩道の整備または地下道、歩道橋等がありまして、一定の安全は確保されているということを確認してございます。また、最後に西側に小諸市立東中学校がございまして、写真⑥の部分で交差が見られますけれどもこちらについても地下道が整備されておまして、一定の安全は確保されているということを確認してございます。

次の13ページをご覧ください。こちらにつきましては環境調査の状況でございます。まずは騒音振動でございますけれども、こちらにつきましては東西南北4か所における現在の騒音測定及び振動測定を行いまして、新たに設置される焼却炉及び廃止される焼却炉の騒音値等を考慮して予測値を算出してございます。その結果は表に示すとおり、騒音が最大で62デシベル、振動が45デシベルということで、本敷地につきましては工業地域でございまして騒音規制法、振動規制法の規制値がそちらに書かれております70デシベルとなっておりますけれども、この予測値は規制値を下回っているという状況を確認しております。また、住民との公害防止協定を締結してございますが、そちらで目標値を65デシベルと定めてございまして、その値も下回っているということを確認しております。

次に14ページをご覧ください。環境調査の大气に関するものになります。現状の焼却炉が下のほうの赤い丸、こちらに現在90トンと20トンの焼却炉がございまして、こちらで測定した結果が

現状の数値でございますけれども、その数値をもとに新たに設置される焼却炉を加えまして予測値を算出しているという状況でございます。ですから、90トンは廃止されますけれども、20トンの焼却炉は残っておりますので、それと新しいものを一緒にした数値の予測をしているという状況でございますけれども、それぞれ規制値が表の右に書かれてございますけれども、それも大幅に下回っているという状況を確認しておりまして、支障がないということを確認している状況でございます。

次15ページをご覧くださいと思います。植栽の計画図になりますけれども、配置図と写真に示すとおり、南側道路、東側道路また敷地内に一定の植栽、また北側には新たに駐車場部分に植栽、つつじが計画されてございます。このような植栽計画があるということで、一定の景観に配慮した計画になっているということを確認してございます。

次の16ページをご覧くださいと思います。今まで説明させていただいた内容をまとめたものになりますけれども、敷地の位置の検討等について記載させていただいてございます。まず、周囲の状況についてですけれども、判断基準①宅地化市街化が促進される区域でないことにつきましては、敷地の一部が工業地域でありまして周辺にはすでに工場が立地しており、宅地化市街化が促進される可能性は低いと考えてございます。

次、②近隣に教育施設、福祉施設がないこと、こちらはなしを確認してございます。

次、③災害の発生が高い区域で二次的被害の拡大の恐れがないこと、こちらにつきましては浸水想定区域、土砂災害警戒区域外でございまして、二次的被害の拡大の恐れが低いことを確認してございます。

次、環境への配慮でございます。まず公害対策関係法令に適合することが確実であることについて、でございますけれども、大気につきましては、煙突の排ガスについて各項目の予測値が基準値を下回ることを確認しております。また、運搬車両の排ガスにつきましては、運搬車両が処分量減少することに伴い、車両も減少することを確認してございます。ですので、影響が軽減されるということを確認してございます。あと、臭気については、ピット内の臭気が問題になるということになりますけれども、こちらにつきましては負圧にしましてピット内から臭気が漏洩しないこととしておりまして、焼却時に一緒に吸収燃焼をさせることによることによつて外部に漏れるおそれが少ないということを確認してございます。

次、水質につきましては、敷地外への排水はございませんので、問題ないということを確認してございます。また騒音振動につきましても予測値が規制値を超えていないことを確認しております。その他としまして年1回になりますけれども、測定しまして環境維持状況を確認して問題があれば改善するということを申請者から確認しているところでございます。

次、17ページをご覧くださいと思います。運搬車両の周辺地域への影響でございますけれども、①交通渋滞による道路交通に支障がないことにつきましては、現在運搬車両が大体300台程度往復であります。こちらにつきましては周辺道路の現況交通量が交通容量を下回っていることを確認してござい

して、今回処理量が減少することによりまして車両台数も減少するということもありまして、支障がないと考えているという状況でございます。また②交通安全上支障がないことにつきましては、申請地周辺には人家がなくて通学路からも離れておりまして搬入路、通学路が重複交差する部分については一定の安全が確保されていることを確認してございます。景観への配慮につきましては煙突が既存の煙突より6メートル程度高くなっておりますけれども、これは必要最低限だということも確認しておりますので、仕方ないと思っております。また建物の色彩も落ち着いた色としておりまして、また植栽計画もしっかりされておりますので、景観に配慮した計画であるということを確認してございます。

次、18ページからは住民説明会の概要でございます。まず18ページが佐久市の西屋敷地区で2回行っておりまして、次19ページが小諸市の平原区、20ページが御影区、21ページが御代田町のほうでそれぞれ2回説明してございます。記載のとおり意見が出てございますけれども、特に反対の意見が出ていないという状況でございます。なお、こちらのほうに記載はございませんけれども、11月2日に佐久都市計画審議会、11月9日に小諸都市計画審議会がそれぞれ開催されておりまして、都市計画上支障がないと認める旨の回答を得ているところでございます。また、申請地は御代田町行政界に近接しているために御代田町のほうにも意見照会をさせていただきましたけれども、支障がない旨回答をいただいているところでございます。長くなりましたが、説明は以上となります。ご審議のほどよろしく願います。

(柳沢議長)

では、ただ今の説明に関してご意見、ご質問お願いいたします。宮入委員。

(宮入委員)

宮入です。よろしく願います。

16ページ、議2-16なんですけど、水質の部分のところになりますけれども、この申請のほうでは説明会ではクローズドシステムという表現が正しいんですが、中を見ると雨水浸透が随所にされているというふうに見受けられるわけですけども、何かしら水質の面での有害物質が外部に流れるのは排水だけではなく浸透ということもありうると思うんですけど、そういった有害物質については何か測定とか評価をされていますかということをお伺いしたいと思います。

(建築住宅課 土屋課長補佐兼指導審査係長)

こちら説明不足で申し訳ございません。今回焼却炉で出た蒸気ですとかそういうものはすべて外に出さないということで、クローズドシステムということで書いてございましたけれども、全部施設内で循環させてもう1回蒸気を水に戻してやったりすることで、処理水が出ないということを確認してござい

ます。ですので、外部に汚れた水というものは一切出ないということを確認してございます。

(宮入委員)

もう1点、同じ場所で冷却塔において蒸発させるという表現があるんですが、地図の中で冷却塔ってどこなのかなって、施設が実際あるかないかがわからなかったものですから、そこをもうちょっと関連してお話を伺いたかったんですが、あとは議2-9ページを見ると、焼却棟は建物なしの露地というかそういう建屋がない構造なのかなと思ったんですが、そういったところで流出の心配等はないんでしょうか。その2点なんです。

(建築住宅課 土屋課長補佐兼指導審査係長)

それぞれ水処理施設がこの敷地内に2つございまして、議2-6をご覧くださいますと左下にまず水処理施設というものがございまして、そして今回焼却炉の水処理施設をするのが焼却炉の北側にあります水処理施設で処理するということになっています。こちらにつきましてはそれぞれ建屋がございまして、建屋の中で処理するというものもございまして、また、地下に排水地下水槽というものがございまして、こちらで処理された水を貯めることになっておりまして、一切外には出さないということで事業のほうをやっているということで確認してございます。

(宮入委員)

特別そうすると有害物質が流出するとかっていうことは問題ないというふうにも確認されているということで、引き続き適切に維持されますようお願いしたいと思います。

(建築住宅課 土屋課長補佐兼指導審査係長)

はい、わかりました。

(柳沢議長)

ほかにご発言ありませんか。柳町委員。

(柳町委員)

議2-10とかほかにもいっぱいあるんですが、主灰棟ってありますよね、主灰棟ってそもそもなんでしょう。灰をいっぱい貯めておくということなんですか。

(建築住宅課 土屋課長補佐兼指導審査係長)

主灰棟につきましては焼却炉で燃えた灰をこちらに貯めて、ここで混練りというか練り込んでほかのところへ埋め立てるとかそういうための灰を貯める施設になります。議2-10ページをご覧くださいますと、その主灰棟が下のところになりますが、右隣に機械のような絵がございますが、こちらで混練りしまして固めるということをする施設になるという状況でございます。ですので主灰棟自体は灰を貯める施設でご理解をいただければと思います。

(柳町委員)

練り込んだものというのは、どうするんですか。埋め立てるところに埋め立てるとかそういうことになるんですか。

(建築住宅課 土屋課長補佐兼指導審査係長)

この施設でも埋立処分場が2つありますけれども、そこで足りない場合もありますので、外に出す、運搬して外で処分してもらうということも両方あるということは確認してございます。

(柳町委員)

埋め立てって結構大変とかどこの処分場も埋立地って確保するのが大変だと思うんですけど、そのへんについては問題ないことなんでしょうか。

(建築住宅課 土屋課長補佐兼指導審査係長)

埋め立てについて、いいですか胡桃澤さん。

(環境部資源循環推進課 胡桃澤企画幹)

環境部資源循環推進課の胡桃澤と申します。焼却に伴って排出した灰は、今ご説明あったようにピットに一旦貯めて必要に応じて飛散流出しないように混練りして、場外の処分場に出します。どこに持っていかは事業者の判断によるんですけども、一般的に最終処分場であれば全国どこでも持っていくことができます。適正に処理をしてくれる処分場を確保したうえで運び出しているというのが実態でございます。イー・ステージさんは処分場を持っているという説明がありましたけれど、容量が少なくて自分で埋めるのはそろそろ限界で、恐らく県内にも最終処分業者おりますけれど、恐らく県外に持っていくのではないかなと思っておりますが、いずれにしろ埋め立てる場所を確保したうえで搬出することになります。

(柳町委員)

わかりました。それともう1つよろしいでしょうか。

現在使われている処理施設90トン/日っていうのですね、これは廃止になって新しいのができて同時に稼働するということはないでしょうか。

(建築住宅課 土屋課長補佐兼指導審査係長)

それもわたしどもも気になりまして確認してございますけれども、90トンの廃止手続きをしてしまいますので、新しい焼却炉が稼働をしっかりとしまえば一切使わないということを確認してございます。

(柳町委員)

ありがとうございました。

(柳沢議長)

ほかにご発言ありませんか。よろしいでしょうか。ではこれについても採決をいたしたいと思います。やはり簡易採決ということにさせていただきます。それでは議第2号について原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

(柳沢議長)

では、議第2号は原案どおり決定いたしました。

次に、議題その他に移ります。佐久都市計画道路1・4・1号南牧佐久線の環境影響評価と都市計画手続きについて事務局から説明をお願いします。

(事務局：都市・まちづくり課 高野企画幹兼都市計画係長)

建設部都市まちづくり課の高野佳敏と申します。よろしくお願ひいたします。本日は、佐久都市計画道路1・4・1号南牧佐久線の環境影響評価と都市計画手続きにつきまして、都市計画原案説明会の開催結果と今後の予定等をご報告させていただきます。それでは着座にて失礼いたします。

お手元の資料その他の資料1をご覧ください。お手元の資料とスクリーン及びタブレットに示します資料につきましては、同様のものなので見やすいほうをご覧くださいと思います。2ページ目の目次をお願いいたします。前回の第217回都市計画審議会におきまして事業概要やこれまでの経過、今後の予定等につきましてご報告をさせていただいております案件となります。前回のご報告以降進捗がございましたのでご報告をさせていただくものでございます。今回は、先月末に開催しました、都市計

画原案の説明会の状況等についてご報告をいたします。

3 ページ目の環境影響評価と都市計画の手続きをお願いいたします。こちらは佐久都市計画道路 1・4・1 号南牧佐久線いわゆる中部横断自動車道の環境影響評価と都市計画の手続きフローをお示しております。資料中段で現在と記載していますところが、本年 7 月に事業予定者である国土交通省からルート案の送付を受けて以降、都市計画決定権者である長野県におきまして、都市計画に定めるための原案を作成してきました。原案の内容が固まりましたので先月の 10 月 27 日から 30 日にかけて原案説明会を開催いたしました。その内容についてのご報告となります。

4 ページの都市計画原案説明会をお願いいたします。説明会につきましては資料上段の表に示すとおり、本道路の沿線市町村である佐久市、佐久穂町、小海町、南牧村を対象に会場を設け 3 会場計 4 回の説明会を開催いたしました。開催日時等は記載のとおりとなりますが、全体で約 450 名の方が来場されました。なお、説明会の開催にかかる周知としましては、長野県のプレスリリース及び長野県ホームページへの掲載と合わせて沿線市町村の広報誌において説明会開催の約 1 か月前から周知を行ったところでございます。また、当日説明会へご参加いただけない方への対応といたしまして、説明会終了後 10 月 31 日より長野県ホームページにおいて資料及び説明動画を掲載しております。説明会にご参加いただいた方から出された質問につきましては、大きくそこに記載のとおり 4 つの項目に分類されます。1 つ目ですがルート、構造に関すること、2 つ目が事業期間や用地補償に関すること、3 つ目が環境影響評価に関すること、また 4 つ目がその他といたしまして 4 車線での整備になるか、また有料、無料であるか、そういった内容の質問が出されました。主には、事業実施段階についての質問が多く出されましたので、②の内容のものがほとんどの会場での質問でございました。また、本道路が通過する南牧村の道路の計画にあたっては、地域の特産となっている高原野菜や冬季の気象状況、八ヶ岳を望む眺望への影響が危惧されておりましたが、それらに配慮したトンネル構造を採用したということで、説明会でも地域の皆さまから大変多くの安堵の声をいただいたところでございます。

5 ページをお願いいたします。ここからは都市計画道路の変更について説明会でお示しした資料をもとに計画諸元ですとか、具体のルート、構造について説明をいたします。まず、計画諸元になりますが、今回決定する区間は始点を山梨県境、終点を供用済みの八千穂高原 I C とする延長約 28 キロメートルの自動車専用道路となります。車線数は 4 車線で標準幅員は 20.5 メートルになります。また、I C は 3 か所新たに追加する計画となっております。

6 ページをお願いいたします。この資料はルート、構造の概要となります。資料上段には概ねのルート、構造を示した図面を資料下段には縦断図をお示しております。ルート、構造図は左が山梨県境、右が供用済みの八千穂高原 I C になりますが、ルートは盛り土や切土構造からなる土工構造を茶色、橋梁構造を赤色、トンネル構造を紫色で示しております。I C は 3 つ、左から仮称野辺山 I C、仮称海ノ口 I C、仮称小海 I C を計画しております。縦断図を見ていただくとわかりやすいですが、今回の決定

区間で最も標高が高いのが仮称野辺山 I C 付近となりますが、図面で行きますと右側にあります供用済みの八千穂高原 I C との高低差は約 500メートルにも及びます。こうした地形条件の中で道路を計画していますので、地下式が約 5 割、かさ上げ式が約 2 割を占める計画となっております。以上簡単ではございますが、都市計画原案として地域の皆さまにお示ししたルート、構造の概要となります。なお、委員の皆さまには説明会時に配布した資料をお配りさせていただいております。前回の審議会時に説明した中部横断自動車道のこれまでの経過、都市計画に定める必要性なども含めて地域の皆さまにお示ししてきておりますので、合わせてご覧いただければと思います。

最後に今後の予定についてご説明をいたします。

7 ページをお願いいたします。次の段階といたしましては、公聴会を開催していく予定となっております。なお、原案の内容について、地域の皆さまによくご確認いただいたうえで公聴会の場で意見を述べていただくことが必要と考えますので、公聴会の時期については一定期間をおいたうえで開催してまいりたいと考えております。そのため、現時点で具体の日程をご報告することはできませんが、公聴会を開催した際には、改めて都市計画審議会でその結果等をご報告させていただきたいと考えております。説明は以上となります。

(柳沢議長)

ただ今の説明に関しましてご質問、ご発言をお願いいたします。地元説明会が 4 回行われてかなりの人が出席していますが、それで意見の概要を一言ずつ書いてあり、基本的な反対はなかったという理解のようですが、どういう意見が出てきたのか少しご披露いただきたいと思います。

(事務局：都市・まちづくり課 高野企画幹兼都市計画係長)

説明会に出された主な質疑の内容ということで大きく 4 項目に分けて記載をさせていただいておりますが、①ルート、構造に関する部分でいきますと、構造が例えば I C の位置がどうしてここで決まったのかですとか、またルートについてはどうかたちで今のルートになったか、その経過について説明を求められたというようなものがございました。また、1 番多かった②の事業実施段階の関係につきましては、実際に事業の着手する時期はいつなのか。また、今回事業着手した際の用地補償はどういう考えでいるのか。また実際にどれくらいの期間が事業に係るのか。事業の関係がやはり多かったんですけども、そのほか環境影響評価につきましては、ルートが松原湖の近くを通るものですからそこへの影響はあるのかそういったようなご意見も出されました。また、その他といたしましては実際整備されるのは 4 車線で整備されるのか、現在供用しているところが暫定 2 車線ですのでそのようなかたちで整備されるのか、また有料なのか無料なのかそういったような意見がございました。

(柳沢議長)

ありがとうございました。大上委員。

(大上委員)

今の地元説明会の話ですけれども、反対意見があったとすればその具体的な反対意見を披露していただきたいんですけど、反対意見はなかったんですか。

(事務局：都市・まちづくり課 高野企画幹兼都市計画係長)

明確な反対ということでの意見はございませんでした。ただ、今回中部横断自動車道ということで山梨県から長野県に繋がる道ということで、山梨県側からも説明会のほうにご参加された方もいらっしゃいまして、そういった方の中にはこの事業そのものについて長野県は直接関係ないんですけども、山梨の手続きとあわせて行う理由ですとか、そういったところでの反対といいますかご意見はいただいたところでございます。

(大上委員)

ありがとうございました。

(柳沢議長)

ほかにはご発言ありませんか。宮入委員。

(宮入委員)

ありがとうございます。同じく説明会のところですが、最初の説明会が20名定員超過のため入室できなかったという記載がありましたが、何かしら次の機会をご案内するとか実際参加いただいたとか、いただかなかったとか何かそのへんの情報があったらお願いします。

(事務局：都市・まちづくり課 高野企画幹兼都市計画係長)

今委員ご質問の第1回目の会場につきましては、南牧村の会場となります。ただ、南牧村につきましては同日に昼と夕方と2回開催しておりまして、その入れない時点で資料のほうはその方にもお渡ししておりますが、午後の回がございますというご案内をさせていただいて、そちらのほうにほとんどの方が来ていただいたというような状況になります。

(宮入委員)

大変大勢の皆さんに事業を知っていただくのには貴重な機会だったと思いますので、きめ細かく対応していただいたのでよかったなというふうに思っております。今後スケジュールの中で公聴会が都市計画の手続きの中であって、環境影響評価の手続き等があるというふうに伺っていますが、何かしら今後そういった地元からの要請があるとか、そういった手続き以外の中でもきめ細かい説明のような工程があるのかどうかということをお聞きしたいと思っております。できるだけ丁寧な情報の発信と対応をお願いしたいと思います。

(事務局：都市・まちづくり課 高野企画幹兼都市計画係長)

現段階で具体的なものはありませんが、宮入委員ご指摘のとおり、そういった周知する機会というのは大事だと思っておりますので、市町村のほうから要請があればそういったものも検討していくような体制ではあります。

(宮入委員)

ありがとうございました。

(柳沢議長)

ほかには。概略のスケジュールって地元にはどう説明したんですか。

(事務局：都市・まちづくり課 高野企画幹兼都市計画係長)

概略のスケジュールにつきましては、先ほど資料でお示ししたこの表を用いて説明をしております。あくまでも現在説明会を行ったということで、今後公聴会を予定しており、現時点では時期等についてまだ明確ではないということで、説明をさせていただきました。また、いつ事業化になるかといった部分についても現段階ではお答えできないというふうに回答させていただいたところです。

(柳沢議長)

大体の目標もないわけですか。目標はあるんですか。

(事務局：都市・まちづくり課 高野企画幹兼都市計画係長)

現時点ではございません。

(柳沢議長)

ほかにご発言ありませんか。かなりトンネルと橋ばかりでかなりお金のかかる道路の感じがしますけ

れど、着工の時期もまったく未定であれば、事業費もまったく未定だと思うけど概略事業費なんて出してはいるんですか。いませんか。

(事務局：都市・まちづくり課 高野企画幹兼都市計画係長)

現段階ではまだ原案ということで、今後準備書ですとか都市計画案をまとめていく段階でまずは精査していく部分になりますので、現段階ではつかみ切れていないというのが現状でございます。都市計画案と準備書の公告縦覧を行う中ではそういったものも明らかになってくると考えております。

(柳沢議長)

そのようですが。よろしいですか。今の段階での報告ということで。池森委員。

(池森委員)

時期に関してなんですけれども山梨側と歩調を合わせるというかそういう意味合いで歩調を合わせていくのか時期をどうされていくのかをお聞きしたいです。

(事務局：都市・まちづくり課 高野企画幹兼都市計画係長)

この区間山梨県との接続部分当然出てきますので、概ねのスケジュールについては歩調を合わせております。説明会につきましても同日ではございませんが同時期に実施をしております、また公聴会についても概ね同じ時期に実施できるようなかたちで調整を図ってまいりたいと考えております。

(池森委員)

そうすると事業化する時も一緒に歩調を合わせていくようなイメージでいらっしゃるんですか。

(事務局：都市・まちづくり課 高野企画幹兼都市計画係長)

すみません、私どもが事業化するわけではないのでそのあたりについては答えられません。一部の区間が事業化されるといったこともありますのでいろんな場面があるかと思っております。

(柳沢議長)

ほかにはご発言ありませんか。よろしいでしょうか。

ではまた公聴会が行われた段階という感じになるんですかね。次の進展でご報告をいただきたいと思っております。この件は報告ということですので、以上でございます。

審議の内容は終了しましたが、何か委員の皆さんからその他でご発言があれば伺いたいと思っておりますが、

よろしいでしょうか。

それではないようですので、本日の予定は終了いたしました。どうもお忙しい中ありがとうございました。

### 3 その他

(事務局：都市・まちづくり課 萩原景観係長)

長時間にわたりまして、慎重審議いただきありがとうございました。最後に一点、事務連絡させていただきます。次回の開催日につきましては本日お配りいたしました、当日配布資料6ページに記載のとおり令和6年1月下旬から2月中旬での開催を予定しております。先の日程で誠に恐縮ではございますが、委員の皆さまには本日お帰りの際、もしくは11月27日月曜日までに事務局までご都合をお知らせくださるようお願いいたします。

### 4 閉会

(事務局：都市・まちづくり課 萩原景観係長)

それでは以上を持ちまして第218回長野県都市計画審議会を閉会とさせていただきます。皆様、お疲れ様でした。